Rosmarinus officinalis L.	スプリング　ウイ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町1番地	第26239号 平成23年8月24日	
Solanum lycopersicum L.	瀬戸（せと）　TTY	水野隆　愛知県尾張旭市上の山町間口3027番地の1	第26197号 平成23年8月10日	
Zea mays L.	Hol03	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構　茨城県つくば市観音台三丁目1番地1	第26180号 平成23年8月1日	
〃	Hol04	〃	第26181号 平成23年8月1日	
〃	Hol06	〃	第26182号 平成23年8月1日	
〃	Hol08	〃	第26183号 平成23年8月1日	
〃	Hol12	〃	第26255号 平成23年8月30日	

○農林水産省告示第二千二百八十一号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年十一月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Aster L.	ボンジュール	柴崎秀雄　埼玉県児玉郡神川町新里1852番地	第24378号 平成23年8月29日
Brassica oleracea L. convar. botrytis (L.) Alef. var. cymosa Duch.	ホプキンス	Caudill Seed And Warehouse Company, Inc 1402 West Main Street, Louisville, Kentucky 40203, USA, U. S. Government, represented by the Secretary of Agriculture USDA-ARS 1400, Independence Ave. SW Washington DC 20250, RJP 12—17—07, USA	第21629号 平成23年6月30日
Catharanthus roseus (L.) G. Don	ヴィーナスルージュ	時松芙樹　大分県玖珠郡九重町田野1518	第24510号 平成23年9月30日
Hydrangea L.	HORPILL	Jungpflanzen Claus & Torsten Kuhne GbR Radeburger Landstrasse 12, D—01108 Dresden, Germany	第24508号 平成23年7月29日
Miscanthus oligostachyus Stapf	ハニーストライプ	近藤克己　愛知県安城市榎前町南榎135	第24261号 平成23年8月29日
Petasites Tatewakianus Kitam.	サンスティック	株式会社ビルケン　大阪府大阪市住之江区西住之江一丁目4番3号	第21512号 平成23年6月30日
Raphanus sativus L.	博多紅心（はかたべにしん）	淺井繁利　福岡県太宰府市朱雀6—11—6	第21454号 平成23年6月30日
Rosa L.	メルウテヘン	有限会社メルヘンローズ　大分県玖珠郡玖珠町大字岩室1376番地	第22777号 平成23年9月30日
〃	AH—3	天野治　愛知県豊川市当古町桑原13—2	第23548号 平成23年8月26日
〃	Schivpink	Piet Schreurs Holding B.V. Hoofdweg81, 1424PD De Kwakel, The Netherlands	第23625号 平成23年8月26日
〃	Evera171	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン　愛知県愛知郡長久手町砂子607番地	第23787号 平成23年7月19日
〃	Selpuzzle	TERRA NIGRA Holding B.V. Mijnsherenweg 23, 1433 AP Kudelstaart, The Netherlands	第23895号 平成23年8月26日

○経済産業省告示第二百二十四号

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第二十一条第一項第一号及び第三号並びに第二項第一号（第八十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、ガスの熱量及び燃焼性の測定方法を定める件（昭和四十五年通商産業省告示第六百三十四号）の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十三年十一月二十一日から適用する。

平成二十三年十一月二十一日

経済産業大臣　枝野　幸男

本則中「日本工業規格K二三〇一（二〇〇九）「燃料ガス及び天然ガス—分析・試験方法」による改正後の日本工業規格K二三〇一（二〇〇八）「燃料ガス及び天然ガス—分析・試験方法」」を「日本工業規格K二三〇一（二〇一一）「燃料ガス及び天然ガス—分析・試験方法」」に改める。

○国土交通省告示第二百九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

府中大川右支渓一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県広島市東区上温品三丁目一八六二番地内四等三角点上温品を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二八九度四八分二六秒　五六八・〇八七メートルの地点　一号

標柱一号から一九六度二三分二二秒　四三・四七五メートルの地点　二号

標柱二号から二七六度一二分四五秒　四六・四八二メートルの地点　三号